

ずい道等建設労働者 健康情報管理システム

システム利用のご案内

「じん肺」という病気をご存じでしょうか。

じん肺とは鉱物性の粉じんを長期間吸い込むことで発症する肺の病気です。

じん肺は発症まで長い年月がかかり、かつ進行が不可逆的であるために、健康管理が難しい病気の一つです。

国は事業者にじん肺健康診断の実施とその結果の保管を義務付けていますが、現場毎に就業先を変えることが多いずい道等の建設工事現場では、過去の健康診断情報がそれぞれの就業先に散逸しがちであるという問題がありました。

そこで、建災防では厚生労働省の補助を受け、ずい道等の建設工事で働く方のじん肺健康診断結果と作業従事歴を一元的に保管し、ご本人からの申請によって健康情報等を提供する事業を開始しました。

本システムのメリット

- ・過去の健康診断結果を確認したい場合、一括で取得できます
- ・再就職時にご自身の健康状態を証明する手段にもなります



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

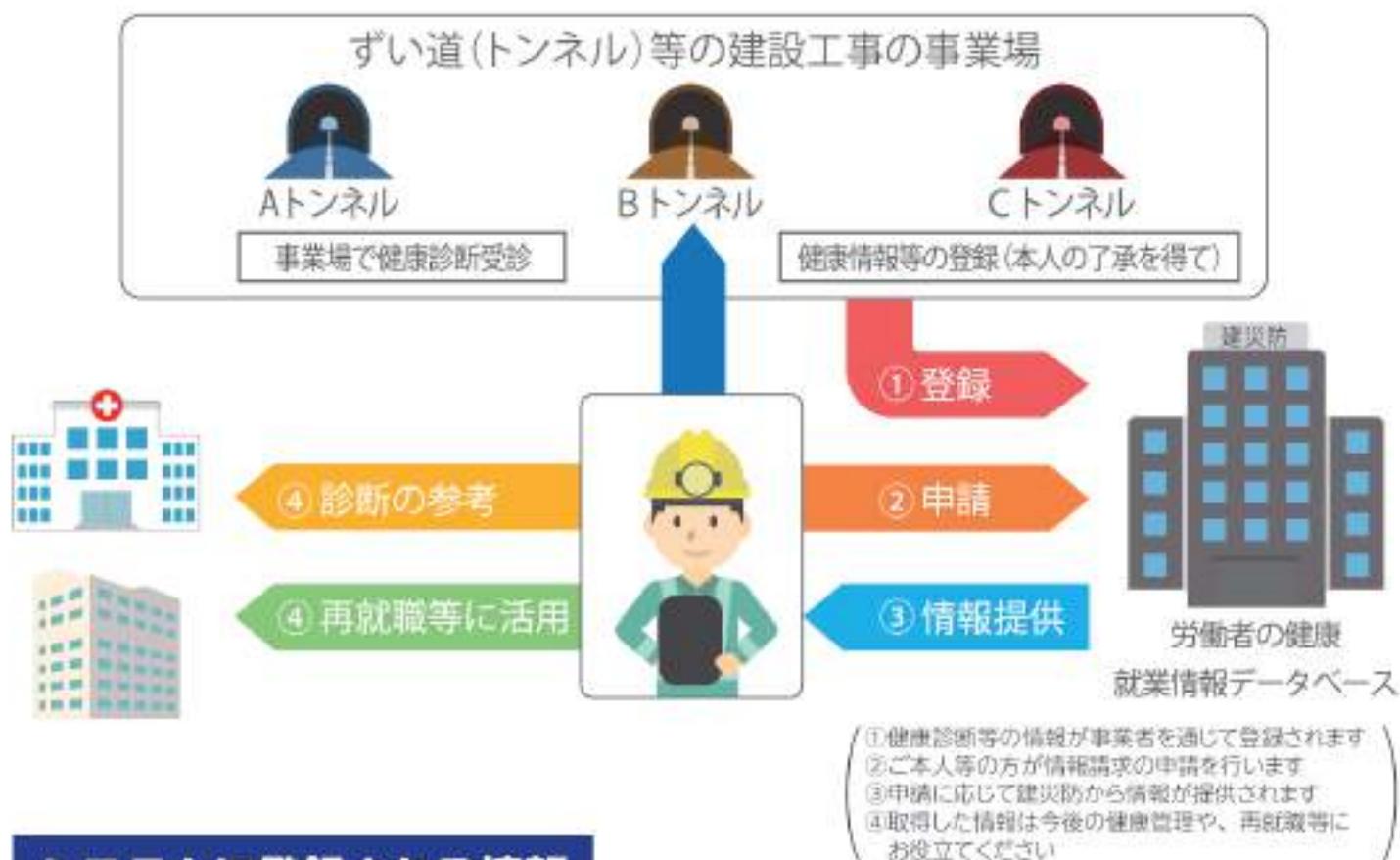


けん せつ ぎょう あり どう さい がい ぼう し ぎょう かい

建設業労働災害防止協会(略称:建災防)

けん さい ぼう

システムの仕組み



システムに登録される情報

- ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所(現住所、住民票地) ・電話番号
 - ・建設キャリアアップシステムIDナンバー*(登録している場合のみ)
 - ・事業場退場時のじん肺健康診断結果(有所見の場合はエックス線写真を含む)
 - ・指導勸奨による特殊健康診断結果(振動、騒音)
 - ・現在の事業場における粉じん作業等の職歴(例は下記別表をご確認ください)
- *建設キャリアアップシステムは一般財団法人建設業振興基金が提供するシステムです。

(別表) 現在の事業場における粉じん作業等の職歴

	作業内容	期 間				合計月数
1	切羽作業(掘削、吹付け、支保工建込み、ズリ積込み・運搬含む)	(西暦)	年	月	~ 年 月	ヶ月
		(西暦)	年	月	~ 年 月	ヶ月
2	インバート作業(但し、切羽と交互作業の場合は切羽作業に含む)	(西暦)	年	月	~ 年 月	ヶ月
		(西暦)	年	月	~ 年 月	ヶ月
3	覆工作業・その他坑内作業	(西暦)	年	月	~ 年 月	ヶ月
		(西暦)	年	月	~ 年 月	ヶ月
4	坑外作業(パッチャープラント、火薬番、現場管理等を含む)	(西暦)	年	月	~ 年 月	ヶ月
		(西暦)	年	月	~ 年 月	ヶ月

現場におけるメンタルヘルス対策の推進

- (1) 建設現場における安全施工サイクル（安全朝礼、K Yミーティング及び巡視等）を活用した、**建災防方式健康K Yによる心身の健康状態の把握と、無記名式ストレスチェックの結果に基づいた職場環境改善の促進**



- (2) ストレスチェック結果に基づく面接指導の実施と、その結果に対して事業主が講ずるべき適切な措置の実施
- (3) 建災防に設置された事業者向けメンタルヘルス対策の相談窓口の活用
- ・ 祝日を除く毎週月曜日 13 : 00 ~ 16 : 00
 - ・ 専用ダイヤル 03 - 3453 - 0974
- (4) 産業保健総合支援センターにおける、メンタルヘルス対策に関する中小規模事業所支援の活用
- (<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>)

金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、**令和3年4月1日から施行・適用**します。

※作業主任者の選任について経過措置があります（令和4年4月1日施行）

- このリーフレットは、金属アーク溶接等作業を屋外作業場や、毎回異なる屋内作業場で行う事業者向けのものであります。
- 金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う方は、リーフレット「金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ」をご覧ください。

※「屋内作業場」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。

- ・作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板その他のしゃへい物が設けられている場所
- ・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所

※「継続して行う屋内作業場」には、建築中の建物内部等で金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行わないものは含まれません。

1. 新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業（※）において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第2類物質）として位置付けました。

※金属アーク溶接等作業

- ・金属をアーク溶接する作業、
- ・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
- ・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業（燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません）



溶接ヒューム

主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状
発がん性：国際がん研究機関（IARC）グループ1 ヒトに対する発がん性	溶接により生じた蒸気が空气中で凝固した固体の粒子（粒径0.1～1μm程度）
その他：溶接ヒュームに含まれる酸化マンガン（MnO）について 神経機能障害 三酸化二マンガン（Mn ₂ O ₃ ）について 神経機能障害、呼吸器系障害	

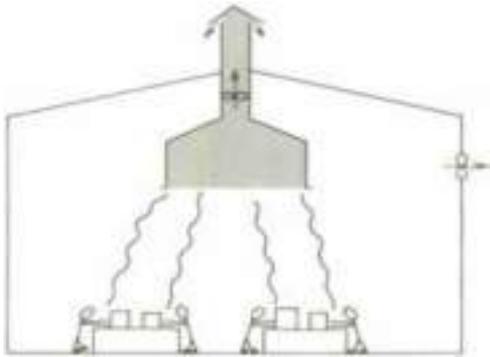
2. 特定化学物質としての規制

(1) 屋内作業場における全体換気装置による換気等

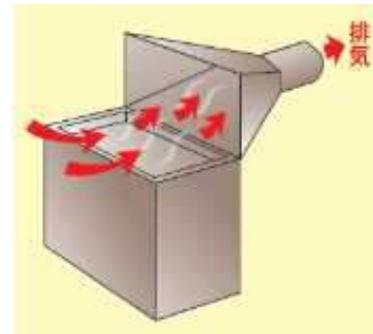
(特化則第38条の21第1項)

- 屋内作業場で金属アーク溶接等作業を行う場合は、溶接ヒュームを減少させるため、**全体換気装置**による換気の実施またはこれと同等以上の措置を講じる必要があります。
※「同等以上の措置」には、プッシュプル型換気装置、局所排気装置が含まれます。
- 「**全体換気装置**」とは、動力により全体換気を行う装置をいいます。なお、全体換気装置は、特定化学物質作業主任者（→3ページ）が、**1月を超えない期間ごとに**、その損傷、異常の有無などについて**点検**する必要があります。

【全体換気装置の例】



【局所排気装置の例】



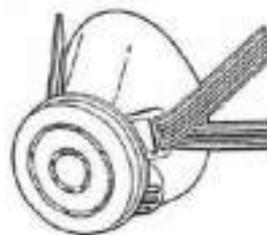
(2) 有効な呼吸用保護具の使用 (特化則第38条の21第5項)

金属アーク溶接等作業（→1ページ）に労働者を従事させるときは、当該労働者に**有効な呼吸用保護具**を使用させることが必要です。

(参考) 呼吸用保護具の種類

防じんマスク

【取り替え式・全面形面体】 【取り替え式・半面形面体】 【使い捨て式】



電動ファン付き呼吸用保護具

【全面形面体】



【半面形面体】



(3) 特定化学物質作業主任者の選任 (特化則第27条、第28条)

「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、次の職務を行わせることが必要です。

(令和4年3月31日まで経過措置あり→4ページ)

- ① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、吸入しないように、**作業の方法を決定し、労働者を指揮**すること
- ② 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを**予防するための装置を1か月を超えない期間ごとに点検**すること
- ③ **保護具**の使用状況を監視すること

(4) 特定化学物質健康診断の実施等 (特化則第39条～第42条)

金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者などに対して、健康診断を行うことが必要です。

- 金属アーク溶接等作業に**常時従事する**労働者に対し、雇入れまたは当該業務への配置換えの際およびその後**6月以内ごとに1回**、定期的に、規定の事項について健康診断を実施する(1次健診)。
- 上記健康診断の結果、他覚症状が認められる者等で、医師が必要と認めるものに対し、規定の事項について健康診断を実施する(2次健診)。
- 健康診断の結果を労働者に通知する。
- 健康診断の結果(個人票)は、5年間の保存が必要。
- 特定化学物質健康診断結果報告書(特化則様式第3号)を労働基準監督署長に提出する。
- 健康診断の結果異常と診断された場合は、医師の意見を勘案し、必要に応じて労働者の健康を保持するために必要な措置を講じる。

■ 溶接ヒュームの健診項目

1次検診	①業務の経歴の調査 ②作業条件の簡易な調査 ③溶接ヒュームによるせき等パーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査 ④せき等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査 ⑤握力の測定
2次健診	①作業条件の調査 ②呼吸器に係る他覚症状等がある場合における胸部理学的検査等 ③パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査 ④医師が必要と認める場合における尿中等のマンガンの量の測定

※金属アーク溶接等作業に常時従事する場合は、上記とは別に「じん肺健康診断」の実施(じん肺法第7～9条の2)が必要ですのでご注意ください。

(5) その他必要な措置

金属アーク溶接等作業に関し、次の措置を講じることが必要です。

- ① **安全衛生教育** (安衛則第35条)
労働者を新たに雇い入れたときや、労働者の作業内容を変更したときは、労働者が従事する業務に関する安全または衛生のため必要な事項について、教育を行う。
- ② **ぼろ等の処理** (特化則第12条の2)
対象物に汚染されたぼろ (ウエス等)、紙くず等を、ふた付きの不浸透性容器に納めておく。
- ③ **不浸透性の床の設置** (特化則第21条)
作業場所の床は、不浸透性のもの (コンクリート、鉄板等) とする。
- ④ **立入禁止措置** (特化則第24条)
関係者以外の立入禁止と、その旨の表示を行う。
- ⑤ **運搬貯蔵時の容器等の使用等** (特化則第25条)
対象物を運搬、貯蔵する際は、堅固な容器等を使用し、貯蔵場所は一定の場所にし、関係者以外を立入禁止にする。
- ⑥ **休憩室の設置** (特化則第37条)
対象物を常時製造・取り扱う作業に労働者を従事させるときは、作業場以外の場所に休憩室を設ける。
- ⑦ **洗浄設備の設置** (特化則第38条)
以下の設備を設ける。
 - ・洗顔、洗身またはうがいの設備
 - ・更衣設備
 - ・洗濯のための設備
- ⑧ **喫煙または飲食の禁止** (特化則第38条の2)
対象物を製造・取り扱う作業場での喫煙・飲食の禁止と、その旨の表示を行う。
- ⑨ **有効な呼吸用保護具の備え付け等** (特化則第43条、第45条)
必要な呼吸用保護具を作業場に備え付ける。

3. 施行日・経過措置

規制の内容	2020(令和2)年				2021(令和3)年				2022(令和4)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
呼吸用保護具の使用等	特化則 に基づく呼吸用保護具の使用の義務化前から 粉じん則 の規定により、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません。								呼吸用保護具の 選択・使用(4/1~)			
特定化学物質 作業主任者の選任									選任義務 (4/1~)			
全体換気の実施 特殊健康診断の実施 その他必要な措置									実施義務(4/1~)			

改正内容に関する通達・資料はこちら
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12725.html

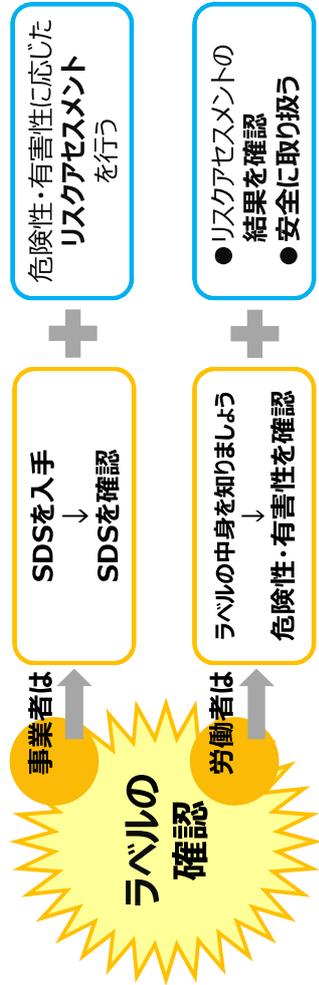




GHSラベルから危険性・有害性を知り、化学品から身を守ろう！



ラベルを確認して行動することで、事故を防ぐことができます。



事業者は、リスクアセスメントを行いましょう。



GHS対応ラベルの記載項目

○○○○○○○○○
成分：○○○, ×, △△
NET Wt. 15kg

危険

① **注意喚起語**
危険性・有害性の程度を知らせる語句で、「危険」と「警告」の2種類あり、より重大な方が「危険」になります。

② **絵表示**
危険性・有害性を絵で表しています。黒いシンボルを赤い枠で囲んでいます。

③ **危険性・有害性情報**
製品の全ての危険性・有害性が記載されています。

注意書き
危険性・有害性から身を守るための情報が記載されています。

供給者の特定
化学品の製造業者又は供給者の名前、住所及び電話番号が記載されています。

引火性液体および蒸気 ・皮膚刺激 ・飲み込むと有害
・重篤な眼の損傷 ・中枢神経系、腎臓の障害のおそれ

注意書き
【安全対策】
・熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。
・容器を密閉しておくこと。
・容器を接地しアースを取ること。
・防塵型の電気、換気、照明機器を使用すること。
・火花を発生させない工具を使用すること。
・静電気放電に対する予防措置を講ずること。
・保護手袋/保護衣/保護眼鏡/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
・粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
・取扱いは手をよく洗うこと。
・この製品を使用する時は飲食または喫煙をしないこと。
【応急措置】
・皮膚(または髪)に付着した場合、直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮膚を多量の水で洗うこと。
・皮膚刺激が生じた場合、医師の手当てを受けること。
・火災の場合、消火のために○○○を使用すること。
・飲みこんだ場合、気分が悪い時は医師に連絡すること。口をすすぐこと。
・眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。
・ばく露またはばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。
・汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
【保管】
・施設して保管すること。
・涼しく換気の良い場所で保管すること。
【廃棄】
・内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた廃棄物処理業者に委託する。

日本GHS株式会社
東京都千代田区霞が関1-2-3 電話：03-0000-0000

◆ラベル・SDS作成の方法は以下を参照◆
・JIS Z 7252 (GHS分類) ・JIS Z 7253 (情報提供-ラベル・SDS)
・事業者向けGHS分類ガイドランス
・職場のあんぜんサイト「GHSモデルラベル、モデルSDS」
・製品評価技術基盤機構(nite)「化学物質総合情報提供システム(CHRIP)」

GHSラベルの絵表示の意味

絵表示	具体的な危険性・有害性	注意事項
	爆発物：火災、爆風または飛散危険性 熱すると火災または爆発のおそれ	熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
	可燃性／引火性の高いガス、エアゾール 引火性の高い液体および蒸気 可燃性固体 熱すると火災または爆発のおそれ 空気に触れると自然発火 水に触れると可燃性／引火性ガスを発生	規則にしたがって保管すること。（爆発物） 換気の良い場所で保管すること。 火災の場合：区域より退避させ、爆発の危険性があるため、離れた距離から消火すること。（爆発物）
	発火または爆発のおそれ 火災助長のおそれ	内容物／容器を法令にしたがって廃棄すること。
	高圧ガス：熱すると爆発のおそれ 深冷液化ガスの場合：凍傷または傷害のおそれ	日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。 耐寒手袋および保護面または保護眼鏡を着用すること。
	金属腐食のおそれ	他の容器に移し替えないこと。
	重篤な皮膚の薬傷 重篤な眼の損傷	粉じんまたはミストを吸入しないこと。 皮膚、眼に付けないこと。 取り扱った後はからたをよく洗うこと。 保護衣、保護手袋、保護眼鏡を着用すること。
	飲み込む、吸入するまたは皮膚に接触すると生命に危険あるいは有害	蒸気／粉じん／ガス／ミストを吸入しないこと。 口に入れたり、皮膚に付けないこと。 屋外または換気の良いところでのみ使用すること。 防じん・防毒マスク、保護衣、保護手袋を着用すること。 施錠して保管すること。
	遺伝子の損傷（遺伝性疾患）のおそれ 発がんのおそれ 生殖能または胎児への悪影響のおそれ 吸入するとアレルギー、喘息、呼吸困難を引き起こすおそれ 臓器への傷害のおそれ 誤嚥性肺炎のおそれ	皮膚に付けたり、蒸気／ガス／粉じんを吸い込まないこと。 防じん・防毒マスク／保護手袋／保護衣／保護眼鏡を着用すること。 換気すること。 異常が見られた場合は、ばい露の懸念がある場合、医師の診察を受けること。
	飲み込む、吸入するまたは皮膚に接触すると有害 強い眼への刺激、皮膚刺激 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ 呼吸器への刺激または気管やめまいのおそれ	粉じんまたはミストの吸入を避けること 気分が悪い時は医師に連絡すること。 保護衣を着用すること。
	オゾン層を破壊し、健康および環境に有害 水生生物に非常に強い毒性 (短期・長期)	回収またはリサイクルに関する情報について製造者または供給者に問い合わせること。 環境への放出を避けること。 内容物／容器を法令にしたがって廃棄すること。

リスクアセスメントの実施

職場で取り扱われる化学物質等の危険性や有害性を確認し、それによる働く人への危険や健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討します。

リスクアセスメントの手順



ラベルに絵表示があったら・・・

ステップ1 化学物質などによる危険性または有害性の特定

ステップ2 特定された危険性または有害性によるリスクの見積り

ステップ3 リスクの見積りに基づくリスク低減措置の内容の検討

ステップ4 リスク低減措置の実施

ステップ5 リスクアセスメント結果の労働者への周知

リスクアセスメント

リスクアセスメントの実施方法については「職場の安全サイト」

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm>でご確認ください。

「ラベルでアクション」の進め方等のご相談は下記までご連絡なく！

1. 法令、通知に関する相談窓口

都道府県労働局または労働基準監督署の健康主務課

所在案内

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

2. 支援事業

相談窓口（コールセンター）を設置し、電話やメールなどで相談を受付

ラベルやSDSの記載内容の理解やこれを活用したリスクアセスメントの方法について、事業場の皆様からのご質問にお答えしています。

050-5577-4862

受付時間：月～金10:00～17:00（12:00～13:00を除く）※土日祝日、年末年始を除く

平成30年度「ラベル・SDS活用事業」受託者

テクノヒル株式会社

東京都中央区日本橋筋4丁目2-5-3 サンホリベビル 4F

TEL:050-5577-4862

メール：soudan@technohill.co.jp

一酸化炭素中毒災害の防止について

青梅労働基準監督署

一酸化炭素中毒(以下「CO中毒」という。)による休業4日以上死傷者数は、全国では、平成26年に20件(35人)発生しており、発生原因等を見ると、内燃機関を有する機械等を使用する作業場における換気不十分を原因とするものが全体の8割以上を占めており、内、建設業が全業種の半数を占めています。

建設業における一酸化炭素中毒の内訳は、室内等における発電機等の内燃機関の使用によるものやコンクリート養生のための練炭の使用によるものが多くなっています。

東京労働局管内においても、平成26年に3件の災害が発生しており、内2件は建設業によるものとなっております。

建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドライン(抜粋)

作業責任者の選任と職務

- ・作業手順書の作成
- ・立ち入りを禁止表示
- ・呼吸用保護具の適正使用の確認

元方事業者による管理

- ・作業手順書を提出させる
- ・労働衛生担当者の氏名の確認
- ・作業責任者の氏名と現場巡視計画の確認
- ・CO中毒に係る労働衛生教育受講の有無
- ・作業工程ごとの作業開始及び終了予定日時
- ・作業場所の巡視
- ・関係請負人との連絡調整
- ・CO中毒危険箇所への立ち入り禁止措置

内燃機関・練炭等の使用の際の作業管理

(自然換気不十分な場合)

- ・作業開始前の点検(保護具の数・警報装置等)
- ・作業中(保護具の着用・継続的CO濃度測定)
- ・作業終了後(保護具の清掃・洗浄など)
- ・異常時の措置(退避・原因調査・再測定など)

作業環境管理

- ・COガス濃度計で測定
- ・換気は時間的に均一に(1時間当たり作業場所容積の20倍以上の割合で入れ替える)等

警報装置

- ・使用前の作動確認
- ・作業場所毎の設置等

呼吸用保護具

- ・有効な保護具の選択と使用

健康管理

- ・雇入れ時、定期健康診断
- ・健診後の事後措置

労働衛生教育

- ・雇入れ時の教育
- ・日常の教育
- ・緊急時の訓練

作業手順書の記載事項

- ・作業手順書の作成者
- ・作業を行う日時
- ・作業の内容
- ・作業場所
- ・労働者の数
- ・使用するCO発生機材等
- ・換気の方法と使用する換気設備
- ・使用する呼吸用保護具
- ・CO濃度、酸素濃度測定機材の種類、測定方法、測定時期
- ・COのガス検知警報装置の種類
- ・練炭使用の場合、その保管方法
- ・内燃機関使用の場合、その保守点検状況
- ・作業の手順
- ・緊急時の対応